

「屋外広告物」を表示・設置・管理している皆さまへ

屋外広告物による危害防止のため、 「定期的な点検」が義務になります

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、強風等での落下や、平成27年2月には札幌市において建物に取り付けられた看板が落下、歩行者を直撃する重大事故が発生したことなどを背景に、屋外広告物の適切な管理がこれまで以上に求められています。

このような状況を受け、国のガイドラインや長野県の条例も一部改正され、駒ヶ根市においても、屋外広告物の安全管理の推進と公衆に対する危害を防止するため、「駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例」を一部改正しました。

これにより、屋外広告物等の管理者等（※1）は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化・地震によって屋外広告物に倒壊・落下のおそれ等が生じないよう、「定期的な点検」を行うことが義務となります。

※1 管理者等とは、屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示し、設置し、又は管理する方です。

1 点検の対象

次のものを除く、すべての屋外広告物が点検の対象です。

（除かれるもの）

- はり紙、はり札、広告旗、広告幕、立看板及びアドバルーン、壁面等に直接塗装又は貼付されたもの
- 法令の規定により表示し、又は設置することが義務付けられているもの

2 点検の方法

(1) 点検時期

屋外広告物を表示・設置・改造した時、及びその後3年以内ごと

(2) 点検項目

本体及び取付け部の変形・腐食等、ボルト及びビス等のサビ・緩み等、表示面の破損・はく離・汚染・退色・変色等、その他照明等の取付け状態等

3 点検者の資格

広告物本体の高さが4mを超える屋外広告物の点検は、屋外広告士又は駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例施行規則で定める者（建築士、電気工事士、その他）に行わせなければなりません。

4 点検結果の報告

市長から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に点検結果の報告書を提出する必要があります。（※2）

※2 この場合の点検は、許可又は許可の更新の申請前60日以内に行われたものが有効です。

5 一部改正の施行日

平成31年4月1日（※3）

※3 施行日前であっても、倒壊・落下のおそれのある屋外広告物の表示や設置は禁止されています。また、許可不要の屋外広告物は、一部改正の施行後3年以内に点検を実施しなければなりません。

- 点検様式、点検資格者等の内容はホームページをご覧ください。

<http://www.city.komagane.nagano.jp/index.php?f=&ci=10519&i=18068>